

自治権を活かしたクラブ運営

クラブ細則の整備

2680 地区 PDG 田中 毅

2680地区 クラブ奉仕セミナー

自治権を活かした クラブ運営

2680地区 PGD 田中 毅

クラブには大幅な自治権が与えられています。クラブの管理運営は、クラブ細則に定めた条文に従って進められますから、自治権を最大限活かした細則を制定することが必要になります。

至近の規定審議会による定款・細則の変更、RI 理事会議事録、ロータリー章典によって、クラブに大幅な自治権が認められるようになりました。

その結果、RI 定款・RI 細則・クラブ定款に違反しない限り、役員選挙、委員会構成、クラブの管理運営、例会開催、入会手続等のクラブの管理運営のほとんどはクラブの裁量権に委ねられることになりました。

クラブの管理運営はクラブが独自に定めた細則に従って行われますので、クラブ自治権を最大限に発揮するにはクラブ細則の大幅な改定が必要となります。

現実の問題として、RI 定款・細則、クラブ定款の日本語版の提供がかなり遅れますので、年度の途中でクラブの管理運営を変更することは不可能なので、実質的には改定されたクラブ細則は次年度から適用されることとなります。

クラブ細則はクラブの自治権を最大限発揮して、自由に作れば良いのですが、やはりモデルになるものがあつた方が作り易いので、そのサンプル例を RI の推奨細則を利用してお示ししたいと思います。

繰り返し申し上げますが、これからお示りする細則は単なるサンプルに過ぎません。このサンプルを参考にして、クラブ独自の素晴らしい細則を制定して、クラブの自治権を最大限に発揮するクラブ運営を図ってください。



ロータリークラブ定款

推奨ロータリークラブ細則

ロータリークラブ編則

2016年
手続要覧

- 2015年規定審議会におけるクラブ定款の大幅改定
- RI定款・RI細則・クラブ定款に違反しない限り、クラブには大きな自治権が与えられている
- 役員選挙、委員会構成、クラブの管理運営、例会開催、入会手続等はクラブ細則に定めた通り実施される
- クラブ自治権を最大限に発揮するにはクラブ細則の大幅な改定が必要

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12ヵ月間

第1条 定義

単にロータリー用語の定義を定めたものです。読めば分かる内容なので説明は省略します。

第2条 理事会

- 本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、会長、直前会長、会長エレクト、理事、幹事、会計で構成される。

理事の選択

- 5大奉仕の委員長を理事とする
- CLPに基づく特定委員会の委員長を理事とする。

第2条 理事会

理事会の構成員はクラブによって任意に選択できます。

五大奉仕の委員長や親睦活動委員長を理事にすることもできますし、CLPに基づく委員長を理事にすることもできます。

その場合は、委員長が理事となる委員会名を細則に明示しておく必要があります。

第3条 選挙と任期

1. 会長は、就任する日の直前18ヵ月以上2年以内に指名委員会の指名後、選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務める。会長ノミニーは、会長として就任する前年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられ、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
2. 指名委員会は、会長および直近4年間の元会長によって構成され、最古の元会長が委員長を務めることとする。

- 3 欠員を生じた場合は、順次繰り上がって委員を務めるものとする
- 4 選挙の1ヵ月前に、会長エレクトは副会長、幹事、会計、理事の候補者を指名する
- 5 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される
- 6 役員エレクトまたは理事エレクトが辞した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される
- 7 各役職の任期は1年とする

第3条 選挙と任期

会長の選挙はクラブ定款によって定められているので、それに従う必要があります。

当地区では指名委員会の指名を経て、年次総会で選挙するクラブが多いので、その旨、細則で定めておく方が良いでしょう。

なお、指名委員会の構成、指名委員長の選任方法、欠員の補充方法なども細則で定めておく方が良いでしょう。副会長、幹事、会計、理事は自分の会長年度の役員なので、指名委員会ではなく、会長エレクトが候補者を指名する方が合理的です。

RI は会長以外の役員の継続性を推奨していますが、日本では単年度制を採用するクラブが多いようです。プロジェクトの継続性を保つために、役員を複数年度再任することも可能です。しかし、これもクラブの裁量権の範疇にありますから、クラブが実情に合わせて決めるべきでしょう。

第4条 役員の任務

1. 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める
2. 直前会長は、クラブの理事を務める
3. 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める
4. 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める
5. 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する
6. 幹事は、クラブのあらゆる会合と出席について記録をつける
7. 会計は、すべての資金を監督し、年次財務報告を行う
8. 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する

第4条 役員の任務

1例を示しましたが、必ずしもこれに従う必要はありません。

直前会長はクラブ運営の継続性を考慮して理事にすべきでしょう。

会長エレクトは次年度に備えて継続性を考慮しつつ、自分の年度に相応しいクラブ細則を制定しなければなりません。

幹事の任務はあらゆる会合の議事録と出席状況を記録しなければなりません。クラブ運営の要として重要な役職なので、複数の副幹事を置くことも必要で

す。

会場監督はクラブ会合の秩序を守る最高責任者であり、ニコニコ箱の番人ではありません。ニコニコ箱の管理は副 SAA に任せるべきです。

第5条 会合

1. 本クラブの年次総会を12月31日までに開催しそこで次年度の役員と理事の選挙を行う
2. 本クラブの例会は、次の通り開催する
毎週〇曜日 〇〇時〇〇分
例会に関するあらゆる変更または取消は、クラブ会員全員に然るべき通知を行う
3. 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う
4. 理事会の報告は例会において行う

第5条 会合

今回の改訂の最も重要な項目です。

月2回以上の例会開催(2週間に1回の例会開催)が、RIによって推奨されていますが、日本では従来通り、毎週1回の例会開催をしているクラブがほとんどです。むしろ月2回の例会開催を規定したクラブでは、返って出席率が低下したという報告も寄せられています。

RIの推奨を採択するか否かは、クラブの裁量権に委ねられています。

理事会の報告は例会で行い、週報にも記載すべきです。

第6条 会費

1. 本クラブの年会費は、〇〇円とし、半期ごとに支払うものとする。
2. クラブ年会費には、RI人頭分担金、The Rotarian誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金で構成される。

入会金に関する規定が削除されている

第6条 会費

今回の推奨細則の改正では会費のみが規定されていて、入会金についての記述は省かれています。入会金を払うが否かは、クラブの裁量権の範疇にあると思われます。

なお、会費負担の平等性の見地から、年配や若い会員等の特定の会員に会費の減免制度を設けることは好ましいことではありません。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手または投票により採決を行う。



第7条 採決の方法

RI は役員と理事の選挙については投票による採決を奨励していますが、日本では投票は馴染みません。口頭または挙手で行うのが一般的です。

第8条 委員会

1. クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。
2. 本クラブの委員会構成は次の通りとする
 - ・クラブ管理運営
 - ・会員増強
 - ・公共イメージ
 - ・ロータリー財団
 - ・奉仕プロジェクト
3. 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つ
4. それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

五大奉仕とCLPに基づく委員会構成

- ・クラブ管理運営委員会
 - ☆会員増強
 - ☆親睦活動
 - ☆会報・IT
 - ☆プログラム
 - ☆ロータリー情報
 - ☆広報
- ・職業奉仕委員会
- ・奉仕プロジェクト委員会
 - ☆社会奉仕
 - ☆青少年奉仕
 - ☆国際奉仕
 - ☆ロータリー財団
 - ☆米山奨学金



第8条 委員会

RI はクラブ定款第6条で五大奉仕による活動を推奨しつつ、第13条第7節ではCLPに基づく委員会構成を推奨しています。しかし何れの条文も原文は **must** ではなく **should** なので、クラブが必ずしもこれに従う義務はありません。即ち、クラブが自由に委員会構成を定めることが可能です。

五大奉仕とCLPを組み合わせた委員会構成の一例です。

クラブ奉仕委員会に相当するものがクラブ管理運営委員会

会員増強委員会は全会員が委員のつもりになるべきです。

クラブの和を保つために親睦活動委員会は重要な役割を担います。委員長を理事にしているクラブも多く見られます。

会報委員会は週報や記念誌を発行する役割を担います。インターネットによる週報も普遍化していますので、ホームページ作成もこの委員会の役割になります。

プログラム委員会の主な役割はクラブ例会のプログラムを造ることです。クラブ例会の主役は卓話です。卓話は外部から講師を呼ぶことも必要ですが、会員が自分の職業に関連した話をするのも好ましいと思います。平均的なクラブでは1年に1回、回ってくるかどうかですから、十分準備して、会員が感銘を受けるような話題を提供するように心がけましょう。

ロータリー情報委員会の役割は、卓話や週報を通じてロータリー情報を提供することと、クラブ定款や細則の原案を造ることです。

広報委員会はクラブの対社会的活動を地域社会に知らしめることです。クラブの広告塔としての活躍が期待されています。

ロータリー・モットーとして **He profits most who serves best** が存在する限り、このモットーを作ったアーサー・シェルドンの経営学に基づいた奉仕理念を会員個人に実践させるために職業奉仕委員会は重要であり、さらに RI が推奨する会員個人の職業を活用した対社会的活動とクラブが行う活動がこれに加わることになります。

Service above self に対比するのが奉仕プロジェクト委員会です。

社会奉仕委員会は地域社会に対する奉仕活動を、青少年奉仕委員会は青少年に対する奉仕活動で、青少年交換、ライラ、インターアクト、ローターアクト等がこれに含まれます。

国際奉仕委員会は国際社会における各種の奉仕活動やツインクラブ、世界親睦活動が含まれます。

ロータリー財団委員会、米山奨学金委員会はそれぞれの募金活動や奨学生の推薦やホストを勤めます。

この委員会構成例ではクラブ管理運営委員長、職業奉仕委員長、奉仕プロジェクト委員長が理事を務めることになります。

第9条 財務

1. 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する
2. 会計は、理事会によって指定された金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金はクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する
3. 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われる
4. 有資格者が財務処理について年次監査を行う
5. クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される

地から、好ましいとはいえません。

第10条 会員選挙の方法

1. 会員が、入会候補者を理事会に推薦するか、他のクラブが、そのクラブから移転する会員、又はクラブの元会員を推薦する
2. 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認又は拒否し、承認した場合はその結果を会員に告知する
3. 7日以内に会員から反対の意思が表明されなければ、入会が承認される。
4. 会員から反対の意思が表明された場合は、再度理事会で協議し、その結果が最終決定となる
5. 候補者を推薦した会員にその決定を通知し、ゲストとして例会に招待する

第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

なりませぬ。

当然のことながら、委員会構成はクラブの裁量に委ねられていますから、地域社会のニーズや会員数などクラブの実情に合わせて、委員会を作ってください。

第9条 財務

会費はクラブ運営資金として、ニコニコ箱収入は奉仕プロジェクト用に分ける必要があります。ニコニコ箱収入をクラブ運営資金に流用することは好ましくありません。ニコニコ箱とは別にクラブ運営資金用の募金を集めているクラブが見受けられますが、会費負担平等性の見

会計監査はその性格上、クラブのあらゆる役職および委員会に属さない会員を選ぶべきです。有資格者が最適ですが、クラブ内にいない場合は、これにこだわる必要は無いと思います。

第10条 会員選挙の方法

RIは理事会の決定のみで、入会を認めるように推奨していますが、入会後の会員の親睦を保つためにも、事前に会員に入会候補者の情報を提供して、入会の是非を問う方がよいと思います。

入会前にゲストとして例会に招待するのも良い方法です。

第11条 改正

クラブの管理運営はクラブ細則に則って行う必要があります。

ほとんどのクラブはロータリー年度が始まってから、細則を改正しているようですが、これは順番が逆であり、年度が始まる前に、RI定款・細則、クラブ定款に矛盾しないことに留意しながら改正して、新しい細則の下でクラブの管理運営をするのが合理的です。

RIはロータリー章典との整合性を規定していますが、

直近のロータリー章典の正式な邦訳が発表されていないので、無視せざるを得ません。

本来、細則はクラブの実態に沿うように、毎年変えるべきで、細則の最終ページにその改正年月日を記載しておけば、何時改正したか分かります。

細則改正作業の中心となるのは、会長エレクト、幹事およびロータリー情報委員会の役割です。

自治権を最大限活用した素晴らしいクラブ細則を制定して、個性豊かなクラブの管理運営を図りましょう。